

◎新潟県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画下水道

名称 上越市公共下水道（上越処理区）

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課